

(令和4年度以降入学生用)  
**静岡県立大学経営情報学部履修細則**

令和4年4月1日 細則第15号  
改正 令和6年4月1日

## **第1章 目的**

(目的)

**第1条** この細則は、静岡県立大学学則第42条第2項の規定に基づき、授業科目の履修方法等に関し、必要な事項を定めるものとする。

## **第2章 履修の登録**

(履修登録)

**第2条** 学生は、履修案内に基づき、当該学部において履修しようとする授業科目等を始業後2週間以内に「Web学生サービス支援システム」により登録しなければならない。

2 履修登録していない授業科目は、履修することができない。

(同一時間重複履修の禁止)

**第3条** 同一時間に開講される授業科目は、重複して履修することができない。重複して履修登録したときはいずれの科目も無効とする。

(既修得授業科目の再履修の禁止)

**第4条** 既に単位を修得した授業科目は、履修することができない。

(配当年次)

**第5条** 各授業科目の配当年次は、講義概要のとおりとする。

2 在学年次よりも上位の年次に配当される授業科目は、履修することができない。ただし、特別の事情があると授業科目の担当教員及び教務委員が認める場合はこの限りではない。

(CAP制)

**第6条** 各学期において履修科目として登録できる単位数について上限を設けることとする。

2 履修科目登録単位数の上限は、当該学生が直前に在学していた学期のGPA（グレードポイント・アベレージ）に基づいて決めることとする。

3 第1項及び第2項の適用除外となる学生及び科目を定めることができる。

## **第3章 試験及び成績の評価**

(試験)

**第7条** 試験は、学期末に定められた期間又は授業科目の担当教員が別に定める日に行う。

(成績の評価)

第8条 成績の評価は、試験及び平素の成績等を総合して授業科目の担当教員がこれを行い、秀、優、良、可、不可の5区分とし、可以上を合格として所定の単位を与える。各評語と点数の関係は以下のとおりとする。

入学年度	秀	優	良	可	不可
平成23年度以降	100~90点	89~80点	79~70点	69~60点	59~0点

- 2 卒業研究は、合格、不合格の2区分とし、合格した者に所定の単位を与える。
  - 3 履修を登録し、単位を修得しなかった授業科目は不可と判定する。
- (成績の入力)

第9条 授業科目の担当教員は、試験終了後2週間以内に成績の評価を「Web学生サービス支援システム」に入力する。

(追試験)

第10条 次の理由で、試験を欠席した者については、追試験を行うことができる。

- (1) 病気（ただし、医師の診断書を要する）
- (2) 忌引（1、2親等に限り、死亡の日より1週間以内）
- (3) 就職に関する事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）
- (4) その他やむを得ない事由（ただし、具体的に事情の具申あるもの）

2 前項の事由により追試験を希望する者は、定期試験の当該科目試験終了の日から1週間以内に、所定の書式により学生室に届け出なければならない。

(再試験)

第11条 成績不良のため単位の修得ができなかった者に対しては、原則として再試験は行わない。ただし、やむを得ない事情により当該授業科目の担当教員が再試験の必要を認める場合には、これを行うことができる。

(不正行為)

第12条 試験において不正行為を行った者には、当該科目を含むその学期（通年の科目においては年度）の、すべて或いは一部の科目の履修単位を無効とする。又、学則第57条第1項に基づき懲戒処分を行うことがある。

## 第4章 科目の履修方法

(全学共通科目の履修方法)

第13条 全学共通科目については、8単位以上を修得しなければならない。ただし、この8単位のうちに「しずおか学」科目群から2単位を含まなければならない。

2 第25条に規定する卒業要件に算入できる単位数は、16単位を上限とする。

(学部基礎科目の履修方法)

第14条 学部基礎科目については、44単位を修得しなければならない。

(専門科目的履修方法)

第15条 専門教育科目については、研究導入演習、演習I、演習II、卒業研究を

含め、74 単位以上を修得しなければならない。

(メジャー認定と履修方法)

第 16 条 専門教育科目から定められた科目のうち 32 単位を履修することにより、経営、総合政策、データサイエンス、観光マネジメントのメジャーの認定を受けることができる。なお、複数のメジャーの認定を受けることもできる。

- 2 経営メジャーについては、経営科目、数理科目（上限 8 単位）、卒業研究（6 単位）から 32 単位を修得しなければならない。ただし、この 32 単位に経営戦略論、組織行動論、マーケティング I、原価計算論の 8 単位を含まなければならない。
- 3 総合政策メジャーについては、総合政策科目、数理科目（上限 8 単位）、卒業研究（6 単位）から 32 単位を修得しなければならない。ただし、この 32 単位に公共政策論、社会保障政策論、公共ガバナンス論の 6 単位を含まなければならない。
- 4 データサイエンスマジャーについては、情報科目、数理科目、卒業研究（6 単位）から 32 単位を修得しなければならない。ただし、この 32 単位にアルゴリズムとデータ構造 I、データベース、Web システム開発演習の 6 単位を含まなければならない。
- 5 観光マネジメントメジャーにおいては、観光科目、観光に関連する他分野科目（マーケティング I、消費者行動論、コーポレイト・コミュニケーション、公共政策論、地域マネジメント論、公共ガバナンス論、情報セキュリティ、データベース、Web システム開発演習から上限 6 単位）、数理科目（上限 6 単位）、卒業研究（6 単位）から 32 単位を修得しなければならない。ただし、この 32 単位に観光学概論、観光産業論、観光政策論、観光調査法の 8 単位を含まなければならない。
- 6 卒業研究（6 単位）については、卒業研究の分野がメジャーの分野と一致する場合、メジャーの認定単位（32 単位）に含める。

(他学部開講科目的履修方法)

第 17 条 他学部開講の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目の担当教員の承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修を行う場合は、所定の書式により第 2 条に定める期間内に学生室に届け出なければならない。
- 3 第 1 項に基づいて履修した者には、8 単位を限度として、専門教育科目として単位の認定を行う。

(他大学等開講科目的履修方法)

第 18 条 学則第 39 条第 1 項の規定に基づき、他大学等開講の授業科目を履修しようとするときは、指導教員の承認を受けなければならない。

- 2 前項に基づいて履修を行う場合は、所定の書式により別に定める期間内に学生室に届け出なければならない。
- 3 第 1 項に基づいて履修した者には、12 単位を限度として、専門教育科目として単位の認定を行う。

(大学以外の教育施設における学修)

第 19 条 学則第 39 条第 2 項に規定する、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる学修については次のとおりとする。

対象となる学修	授業科目	成績の評価
日本商工会議所主催簿記検定（日商簿記）3級以上合格		
全国商業高等学校協会主催簿記検定（全商簿記）2級以上合格	簿記論	優

2 第 1 項に定める学修を行った者は、当該授業科目が開講される年度内に、当該学修の成果を証する書類等の原本を添えて、所定の書式により学生室に届け出るものとする。ただし、卒業年次生においては、後学期の試験期間の終了日までに届け出ることとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 20 条 学則第 40 条第 2 項に規定する、本学入学前に行った学修については前条の規定を準用する。

## 第 5 章 卒業研究・卒業要件

(研究導入演習及び演習 I の履修)

第 21 条 研究導入演習及び演習 I を履修するためには、履修しようとする年度の前年度の 10 月 1 日において、学部基礎科目について 30 単位を修得していなければならない。

(演習 II 及び卒業研究の履修)

第 22 条 研究導入演習及び演習 I を修得していなければ、演習 II 及び卒業研究を履修することができない。

(卒業研究履修資格)

第 23 条 卒業研究を履修するためには、3 年以上在学し、次に定める単位を修得しなければならない。

(1) 全学共通科目 8 単位以上

(2) 学部基礎科目 38 単位以上

(3) 専門教育科目 44 単位以上（ただし、研究導入演習及び演習 I を必ず含むこと。）

2 卒業研究履修資格の有無の決定は、教授会の議を経て学部長が認定する。

(卒業研究)

第 24 条 卒業研究の取扱いについては、学則に定めるもののほか、別途内規による。

(卒業要件)

第 25 条 卒業するためには、4 年以上在学し、全学共通科目、学部基礎科目、専門教育科目等について第 13 条から第 20 条に定める履修方法に従い、合計 134 単

位以上を修得し、かつ、少なくとも一つのメジャーの認定を受けなければなければならない。

(9月卒業)

第 26 条 9月卒業をするには、演習Ⅱ及び卒業研究を、卒業しようとする学期の開始前に修得していなければならない。

2 9月卒業をしようとするときは、所定の書式により第2条に定める期間内に学生室に届け出なければならない。

## 第6章 学習成果の把握

(ループリックによるディプロマポリシー達成度の把握)

第 27 条 卒業するためには、学部の定める4つのディプロマポリシーを達成していなければならない。各ディプロマポリシーの達成度はループリックにより評価し、全て評価点1以上を習得しなければならない。

第 28 条 ループリックの達成度はポートフォリオにより学生自身が行い、ポートフォリオ内容について指導教員と学部教務委員会より承認を受けなければならない。

## 第7章 その他

(その他)

第 29 条 この細則に定めのない事項又はこの細則により難い特別の事情があると認められる事項については、教授会の議によるものとする。

## 附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

## 附 則

この細則は、令和6年4月1日から施行する。